

船橋市地域学校協働活動推進員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項の規定に基づき、船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関して、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 教育委員会は、船橋市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下これらを「学校」という。）ごとに推進員を1人置くことができる。この場合において、推進員は、複数の学校を担当することができるものとする。

(委嘱)

第3条 推進員は、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動（法第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。以下「協働活動」という。）の推進に熱意と識見を有する者のうちから、学校長からの推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における後任の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、これを再任することができる。

3 推進員が辞任しようとするときは、その理由を付して教育委員会に届け出なければならない。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、推進員の職を解くことができる。

(1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき

5 教育委員会は、推進員の辞任等の理由により、推進員が不在となったときは、後任の推進員を委嘱するものとする。

(職務)

第5条 推進員は、協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

2 推進員は、前項の職務に関する活動実績について、教育委員会が指定する日までに教育委員会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第6条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(推進員会議)

第7条 教育委員会は、次に掲げる事項を共有し、又は協議するため、推進員会議を開催することができる。

- (1) 推進員の活動に関すること。
- (2) 地域の教育課題についての研究等に関すること。
- (3) その他推進員の活動に必要な事項に関すること。

(謝金)

第8条 推進員の謝金は、年額15,000円とする。

(庶務)

第9条 推進員に関する庶務は、教育委員会生涯学習部青少年課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。